

伊豆市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業 大平地区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更する。

記

1 大字大平字中丸に編入する区域

大字大平字相原下町344の一部、字小ノ田428の一部

2 大字大平字相原下町に編入する区域

大字大平字中丸331の3の一部、340の一部、字相原355の5、356の5、358の1、358の2の一部、359の1の一部、359の2、360の1から360の6まで、361の1から361の3まで、362の1、362の2、363、364、365の1、365の2、365の3の一部、365の4、365の5の一部、366の1、366の2の一部、367の1、367の2の一部、368の1、368の2の一部、368の4、368の5の一部、369の1、369の2の一部、370の1の一部、370の2の一部、字萩原377の2の一部、419の1の一部、419の2の一部、420の一部、字小ノ田421の一部、422の一部、428の一部

3 大字大平字萩原に編入する区域

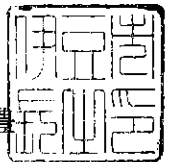
大字大平字相原下町346の2の一部、字相原359の1の一部、365の3の一部、365の5の一部、366の2の一部、366の3、367の2の一部、367の3、368の2の一部、368の3、368の5の一部、370の1の一部、370の2の一部、字小ノ田421の一部、426の一部、428の一部、429の一部、字大久保1011の一部、1015から1017までの各一部、1021から1023までの各一部、1024、1025の一部、1027の一部、1028の一部

4 大字大平字小ノ田に編入する区域

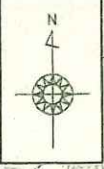
大字大平字中丸331の3の一部、331の4の一部、字相原下町346の2の一部、字萩原415の1の一部、416から418までの各一部、420の一部

平成31年3月26日

伊豆市長 菊地 豊



県営内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業 大平地区



位置図

S=1:25000

県内位置図

